

岡山県の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

平成十八年三月三十一日

岡山県告示第二百十一号

目次

- 第一章 総則（第一条－第四条）
- 第二章 特殊標章の交付等（第五条－第九条）
- 第三章 身分証明書の交付等（第十条－第十三条）
- 第四章 保管及び返納（第十四条・第十五条）
- 第五章 濫用の禁止等（第十六条・第十七条）
- 第六章 雑則（第十八条・第十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「国民保護法」という。）及び赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成十七年八月二日付け閣副安危第三百二十一号内閣官房長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、岡山県の武力攻撃事態等における特殊標章等の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

（定義及び様式）

第二条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙に定めるところによる腕章、帽章、旗及び車両章をいう。

2 この要綱において「身分証明書」とは、国民保護法第百五十八条第一項に規定する身分証明書をいい、その様式は、別図のとおりとする。

（交付等の対象者）

第三条 知事は、武力攻撃事態等において国民保護法第十一条第一項の規定により、知事が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）の交付等を行うものとする。

- 一 県の職員（県の警察職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- 二 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 三 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- 四 知事が指定した指定地方公共機関

（交付等の手続）

第四条 知事は、前条第一号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第二号）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 知事は、前条第二号及び第三号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（様式第一号）による申請に基づき、その内容を適正と認

めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第二号）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

- 3 知事は、前条第四号に掲げる者に対し、当該対象者からの特殊標章等に係る使用許可申請書（様式第一号）による申請に基づき、使用の許可を与えるものとする。

第二章 特殊標章の交付等

（腕章及び帽章の交付等）

第五条 知事は、第三条第一号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされている国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、知事が必要と認めるものに対し、平時において、第二条第一項に規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

- 2 知事は、第三条第一号に掲げる者（前項に掲げる者を除く。）並びに同条第二号及び第三号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

- 3 知事は、第三条第四号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等の使用を許可するものとする。ただし、知事は、同号に掲げる者から腕章等の使用の許可の申請があった場合で、その者が武力攻撃事態等において実施することが想定される国民保護措置の内容等を勘案し、必要と認めるときは、平時において、その使用を許可することができるものとする。

（旗及び車両章の交付等）

第六条 知事は、前条の規定により、腕章等を交付等する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第二条第一項に規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて交付等するものとする。

（訓練における使用）

第七条 知事は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第三条第一号から第三号までに掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により、腕章等を貸与する場合は、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

第八条 知事は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

- 2 前項の場合において、知事は必要と認めるときは、特殊標章を交付した者に対して返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第九条 知事から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（様式第三号）により速やかに知事に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損し、又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第三章 身分証明書の交付等

（身分証明書の交付等）

第十条 知事は、第五条第一項の規定により腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

2 知事は、第五条第二項又は第三項の規定により腕章等を交付等した者に対し、身分証明書を交付等するものとする。

（身分証明書の携帯）

第十一条 知事から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第十二条 知事から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（様式第四号）により速やかに知事に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。身分証明書の記載事項に異動があった場合も、同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間及び更新）

第十三条 第十条第一項の規定により知事が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者がその身分を失ったときまでとする。

2 第十条第二項の規定により知事が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容にかんがみ、知事が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第四条の規定に準じて行うものとする。

第四章 保管及び返納

（保管）

第十四条 知事は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

（返納）

第十五条 知事から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第五章 濫用の禁止等

（濫用の禁止）

第十六条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはな

らない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第十七条 知事は、特殊標章等を交付等する者に対し、当該交付等する際その他必要な機会をとらえ、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第六章 雑則

(雑則)

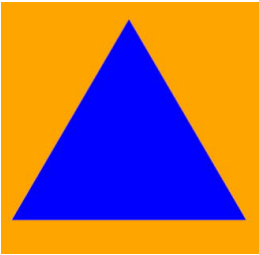
第十八条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインの定めるところによる。

第十九条 岡山県における特殊標章等の交付等及び管理に関する事務は、総務部危機管理課が行うものとする。

附 則


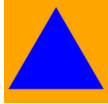
この要綱は、公布の日から施行する。

別紙（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		① オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ② 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※ 一連の登録番号を表面右下すみに付する。
帽 章	帽章（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張、掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別図（第2条関係）

表面

	岡山県知事	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		

交付等の年月日/Date of issue _____		証明書番号/No. of card _____
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type _____		

所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

交 付
特殊標章等に係る 申請書
使用許可

年 月 日

岡山県知事 殿

私は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)国民保護法第158条の規定により、特殊標章等の^{交 付}使用許可を次のとおり申請します。

氏名：(漢 字) ----- (ローマ字) -----	生年月日(西暦) -----年-----月-----日-----
-----------------------------------	---

申請者の連絡先 住 所：〒 ----- ----- 電話番号：----- E-mail：-----	写 真 縦4×横3cm <small>(身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)</small>
--	---

識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長：----- cm 眼の色：----- ----- 頭髪の色：----- 血液型：----- (Rh因子 -----)

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章の交付又は使用許可の場合のみ記載) ----- -----

(許可権者使用欄) 資 格：----- 証明書番号：----- 交付等の年月日：----- 有効期間の満了日：----- 返納日：-----
--

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
岡山県知事 殿	
申請者	
住所 _____ (電話 _____)	
氏名 _____ 印	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失（破損等）年月日	
3 紛失の状況（破損等の理由）	
4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
岡山県知事 殿	
申請者	
住所 _____ (電話 _____)	
氏名 _____ 印	
1 旧身分証明書番号	
2 理由	
3 その他必要な事項	
※ 受付欄	※ 経過欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入すること。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記すること。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記すること。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。